

3 福体協第 3 6 号
令和 3 年 4 月 1 9 日

加盟団体の長 様

公益財団法人福島県体育協会長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を改定し、県外との往来に関し「まん延防止等重点措置」の対象地域拡大による記載内容を修正するとともに、これからのゴールデンウィークによる連休を活用した旅行や帰省などについて感染拡大地域との往来はひかえていただくよう改めて要請するなど、重点対策期間における対策の徹底を要請する通知が発出されました。

つきましては、各団体におかれましても、下記のとおり対応いただき、今後も最新の国や中央競技団体のガイドライン、県の感染拡大防止対策、各団体が独自に定めるガイドライン等により関係者の安全・安心の確保に細心の注意を払いながら、万全な感染防止対策に努めてくださるよう引き続きよろしく願います。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守してください。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が 1, 0 0 0 人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討してください。
- 2 令和 2 年 4 月 2 2 日の専門家会議で示された「10 のポイント」や、同年 5 月 4 日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年 1 0 月 2 3 日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5 つの場面』」等の内容に留意してください。
- 3 大型連休にかけて、人の移動が多くなる時期を迎えることから、引き続き、感染防止対策の徹底を図ってください。

(事務担当 競技スポーツ係 電話 0 2 4 — 5 2 1 — 7 8 9 6)



3 文ス第 1 4 6 号
令和 3 年 4 月 1 9 日

公益財団法人福島県体育協会長 様

福島県文化スポーツ局長
(公 印 省 略)

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

県新型コロナウイルス感染症対策本部より、「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止対策」を改定し、県外との往来に関し「まん延防止等重点措置」の対象地域拡大による記載内容を修正するとともに、これからのゴールデンウィークによる連休を活用した旅行や帰省などについて感染拡大地域との往来はひかえていただくよう改めて要請するなど、重点対策期間における対策の徹底を要請する通知が発出されました。

つきましては、各団体におかれましても、下記に留意のうえ、引き続き、感染拡大防止対策に努めるとともに、加盟・登録団体等に対し、対策の継続について周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 国や中央競技団体等が定めるガイドラインや各団体が独自に定めるガイドラインの内容を遵守すること。
なお、全国的な移動を伴うイベントまたは参加者が1,000人を超えるようなイベントを予定する場合にあっては、施設管理者またはイベント主催者が、開催要件等について「県新型コロナウイルス感染症対策本部」に事前相談するなど、慎重に検討すること。
- 2 令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」や、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、さらには、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる『5つの場面』」等の内容に留意すること。
- 3 大型連休にかけて、人の移動が多くなる時期を迎えることから、引き続き、感染防止対策の徹底を図ること。

(事務担当 スポーツ課 主任主査 飯塚 内線5195)



3 健 第 8 4 1 号
令和3年4月16日

各 部 局 長
教 育 長
各委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
県 警 察 本 部 長

保 健 福 祉 部 長

福島県新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長

福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策について (通知)

全国では、緊急事態宣言の解除後、最多となる4,500人を超える新規感染者が確認されたほか、「まん延防止等重点措置」が適用された大阪府や兵庫県では、連日、新規感染者数が過去最多を更新し、「まん延防止等重点措置」も6都府県から10都府県へ拡大されるなど感染拡大が続いており、依然として予断を許さない状況が続いています。

県内においては、今月、既に高齢者施設や大学、学校、事業所などで10件のクラスターが発生し、新規感染者数は8日に過去最多となる53名を記録しました。また、昨日までに21市町村で感染者が確認されるなど県内の幅広い地域で確認され、病床利用率は昨日時点で44.8%と、医療提供体制は依然として大きな負荷が掛かる状況が続いております。

本日開催しました「第66回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」を改定し、県外との往来に関し「まん延防止等重点措置」の対象地域拡大による記載内容を修正するとともに、これからのゴールデンウィークによる連休を活用した旅行や帰省などについて感染拡大地域との往来は控えていただくようあらためて要請するなど、重点対策期間における対策の徹底を要請しましたのでお知らせします。

つきましては、今回の決定内容について、関係機関等へ周知いただくようお願いいたします。

事務担当 総括班企画・総合調整担当チーム

電話(総括班) 024-521-7872

e-mail:corona-soukatsu@pref.fukushima.lg.jp